

次に、16番 櫻井 周議員の発言を許します。——櫻井議員。

○16番（櫻井 周）（登壇） 議長より発言の許可をいただきましたので、事前通告に従って質疑を行います。指定管理者の指定に関する議案で、議案第119号から第132号及び第134号、15議案について、まとめて質疑をさせていただきます。

まず最初に、過去の実施分についての評価についてお伺いをいたします。といますのも、今後これからまさに指定管理を継続してやっていく案件15議案、上がってきておるわけですが、これらについて、過去の経験、反省、教訓等を生かして、次の5年間どうするかということを考えていくのが筋だというふうに考えるからです。よく言われるPDCAサイクル、これをきちんと回しているのかと、こうした観点から質問をさせていただきます。

本来であれば、こうしたことを過去5年間の反省を踏まえまして、そのことを反省した結果ないしはよかった点全てを募集要項に反映をして、そして応募業者から得られた教訓について、さらに提案を受けるといようなサイクルを経て、さらに5年間、よりよい形で市民サービスを提供するということが本来の筋だというふうに思いますし、そうした意味からしますと、募集要項も大変重要な観点でございますから、本来であれば募集をする前に例えば常任委員協議会等で説明をしていただいたほうがよかったのではないかとこのところでもございますが、これは済んでしまった話ですので、今から言ってもしょうがないことではあります。

ここでは、本来であれば1件1件について、そうしたプロセスについてもお尋ねをしたいところではございますが、常任委員会での協議もございますので、その点にお譲りをして、総括的に質問をさせていただきます。

まず、これまでの5年間、指定管理を実施してきたということではございますが、どのような成果がありましたでしょうか。また、直営、または委託と比較して、どうした点でよかったと言えるでしょうか。

次に、今回の募集についてもお伺いをいたします。

指定管理者の募集の方法については、先ほど上原議員からも質疑がございましたが、私のほうからは、非公募にしたものについて、その理由は何かということについて質問させていただきます。

また、公募であっても1社しか応募しなかったものもございます。公募をするということは、より多くの応募者を得て、より多くの提案の中から最善のものを選択するというところで競争性も働きますし、市民に対して、よりよいサービスが提供できるということだというふうに思います。しかしながら、1社しか応募がないということになりますと、こうした切磋琢磨としての機能が十分

働かないのではないかとというふうに懸念するところでございます。

そこで、お伺いをいたしますが、1社しか応募がなかったものについて、その理由はどのようにお考えでしょうか。また、競争性は十分に確保できているのでしょうか。

また、今回の応募で複数による競争があった中で、金額的に劣後するものが結果的に最終的に指定を受けるということで提案が上がってきてるものがございいます。この複数提案のうち、金額に劣る提案に決定してる事案がございいますが、この金額で劣る部分を挽回した提案内容というのはどのようなものでしょうか。

また、現在、指定管理を受けてる業者というのは、今の施設の現状について、よく知り得る立場という意味で有利ではあるかと思うんですけども、指定管理の業者が交代してる事案も見受けられますが、これは何か大きな問題があったのかどうなのかについても、あわせてお伺いをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（山内 寛） 榊村総合政策部長。

○番外（総合政策部長榊村一弘）（登壇） 私からは、指定管理者の指定についての数点の御質問にお答え申し上げます。

指定管理者制度につきましては、地方公共団体が設置する公の施設の目的を効果的に達成するため、必要があると認めるときに、法人、その他の団体に公の施設の管理を行わせることができる制度でございまして、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、実施しているものでございます。

本制度につきましては、平成15年に創設され、本市におきましては、平成16年度から生涯学習センターと、まちづくりプラザの2カ所からスタートいたしまして、平成25年12月現在におきましては118施設で導入が図られております。

これまでの指定管理を実施してきた成果といたしましては、施設の管理に民間事業者等のノウハウを活用することで、利用者に対するサービスの向上が図れたこと、市民参画協働の視点を配慮した施設運営が図れたこと、管理コストの軽減により行政経費の削減が図れたことなどが上げられます。

次に、直営、または委託と比較して何がよかったかについてでございますが、管理委託制度と指定管理者制度の比較では、委託制度では施設の管理者は地方公共団体出資の団体等に限定されておりましたが、指定管理者制度になりましたことから、NPOを含む民間事業者や法人格を有しない団体に広げられ、より民間のノウハウを活用できる幅が広がったということ、また公の施設の使用許可につきまして、施設の設置者ではなく管理者が行うことができることとなったため、迅速な対応ができることになったこと、さらには設置者たる市が管理

者に公の施設の管理を委ねる行為が契約によるものではなく、議会の議決を経て指定することとなったことから、議会における十分な議論を経て、管理者が決定されるなどが上げられます。

また、直営と指定管理者制度の比較では、先ほどの成果でも述べましたが、民間のノウハウの活用によるサービスの向上や行政経費の削減などが上げられます。

次に、非公募とした理由でございますが、指定管理者の選定につきましては、原則公募としているところでございます。伊丹市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第7条におきまして、公募によらない指定管理者の選定を規定しており、指定管理施設の目的に照らし、市民参画と協働を図るため、地域の団体を活用することが効果的と認められる場合や指定管理施設の事業を特定の施策と一体的に推進するため、特定の団体を指定する必要があると認められるなどの場合については、非公募選定を認めております。

今回、非公募とさせていただいた8案件のそれぞれの理由についてでございますが、地域福祉総合センターにつきましては、市民の地域福祉活動の支援や地域福祉の総合的な推進を、また障害者デイサービスセンターにつきましては、障害者の健康増進及びその自立と社会参加の促進を図るという施設目的を達成するために、地域住民が主体となって地域社会における社会福祉の問題を解決し、その改善、向上を設立目的とし、法人の設立当初から高齢者や障害者などへの福祉サービスを地域住民とともに先駆的に取り組んできた法人でございます社会福祉法人伊丹市社会福祉協議会が福祉施策を市と一体的に推進することで、本市の福祉施策を効果的、効率的に達成することができるという理由で、非公募で選定をいたしました。

また、神津福祉センターにつきましては、高齢者福祉や文化、教養、福祉等の増進という施設目的を達成するために、福祉サービスを必要とするものが心身ともに健やかで、社会、経済、文化、その他のあらゆる分野の活動に参加する機会等が提供されることを団体の設立趣旨とする法人でございます社会福祉法人協同の苑が福祉施策を市と一体的に推進することで、本市の福祉施策を効果的、効率的に達成することができること、また施設自体が区分所有により同じ建物に位置いたしますことから、効率的管理ができるという理由で、非公募による選定といたしました。

文化会館、音楽ホール、演劇ホール、美術館、工芸センター、伊丹郷町館につきましては、市民の芸術・文化活動の推進及び文化の発展を図るという設置目的を達成するために、市民に質の高い文化と学習の機会を提供することにより、地域の文化及び生涯学習の振興に寄与することを目的として設立されました公益財団法人伊丹市文化振興財団が文化施策を市と一体的に推進することで、

本市の文化施策を効果的、効率的に達成することができるという理由で、非公募による選定をいたしました。さらに、中心市街地に位置しますこれらの施設を一体的に管理運営し、連携した事業展開を進めることで、さらに行政目的の達成が可能となると考えております。

観光物産ギャラリーにつきましては、市内企業の物産展示、産業の紹介、観光案内業務という施設目的を達成するために、市内の主要企業や団体が加入し、本市と伊丹商工会議所が深くかかわりを持って設立された団体でございます伊丹市観光物産協会が商業・観光施策を市と一体的に推進することで、本市の商業・観光施策を効果的、効率的に達成することができるという理由で、非公募による選定をいたしました。

産業・情報センターにつきましては、産業に関する相談、情報提供、研究、交流、研修等という施設目的を達成するために、本市の商工業の総合的な改善と発展に寄与することを目的として設立された団体であります伊丹商工会議所が商工業施策を市と一体的に推進することで、本市の商工業施策を効果的、効率的に達成することができること、また施設自体が商工プラザの中の区分所有であり、同じ建物に位置するということから、効率的な管理ができるという理由で、非公募による選定をいたしました。

生涯学習センターにつきましては、地域住民の生涯学習の拠点として、市民の教養、文化の発展と健康の増進という施設目的を達成するために、公益財団法人伊丹市文化振興財団が生涯教育施策を市と一体的に推進することで、本市の生涯教育施策を効果的、効率的に達成することができるという理由で、非公募による選定をいたしました。

生涯学習センター内にごございます伊丹市立図書館南分館につきましては、生涯学習センターと同じ建物内に位置しますことから、一体的に運営することで効率的な管理ができるとともに、本市の文化行政の核となっております音楽ホール、演劇ホール、美術館、伊丹郷町館、さらに同団体管理の昆虫館などの各施設が相互に連携しながら施設の魅力を高め合い、市民の皆様の利用につながる事業展開を進めておりますことから、市民の教育と文化の発展に寄与することということで公益財団法人伊丹市文化振興財団に非公募による選定を行いました。

稲野公園運動施設につきましては、公園施設と多目的広場などが併設する運動施設でございますが、市民の憩いの場として過去より地域に根づいた施設として、地域の協力を得ながら管理委託を行ってきた経緯がございますことから、地域の参画と協働による運営が最も最適といたしまして、南小学校区まちづくり協議会に非公募による選定をいたしました。

次に、1社しか応募がないものにつきまして、それぞれ考えられる理由でご

ございますが、女性・児童センターにつきましては、施設の内覧説明会に2社が、サンシティホールにつきましては同じく3社の御参加をいただいております。当初の段階では複数の参加希望がおられたところでございます。しかしながら、それぞれに御辞退の理由はお知らせはいただけませんでした。市が提示いたしました仕様や条件を満たすことが困難であると判断され、御辞退に至ったのではないかと推測をいたしております。

次に、競争性の確保についてでございますが、指定管理者の募集につきましては、市のホームページのトップページや市広報におきまして市内外に広く募集を行ってまいりました。また、別途設定をいたしました施設の内覧説明会や質問の受け付け段階におきましては、複数の問い合わせや御質問がございましたことなどから、結果的に1社の応募とはなりましたが、競争性は一定確保されていたものと考えております。

また、1社の応募でありましても、指定管理者として必要な要件を備えているかどうかというのを審査をするため、施設の管理運営上求める仕様や選定基準を設定いたしまして、書面による第1次審査、プレゼンテーションによる第2次審査を実施した上で選定を行っております。

次に、複数の提案のうち、金額に劣る提案に決定している事案があるが、金額で劣る分を挽回した提案内容とは何かについてでございますが、本市の指定管理者の選定基準といたしましては、1、施設の目的を効果的に達成する能力を有していること、2、施設の管理費用の縮減が図られていること、3、市民の平等な利用が確保されていること、4、施設の管理運営を安定して行う能力を有していることなどとしたしまして、これらを総合的に評価いたしまして、指定予定者を選定しているものでございます。

議員御指摘のとおり、提案の中には指定管理料が他社よりも安価の提案であったにもかかわらず、選定されなかった団体もございました。一例ではございますが、スワンホールにおきましてソフト事業の提案が十分でなかったことから、施設の目的を効果的に達成する能力を有しているかについて評価が低かったこと、組織体制や財務体質が脆弱であったことから、施設の管理運営を安定して行う能力を有しているかについても評価が低かったことなどから、選定委員会が判断されたためでございます。

次に、公募で競争した結果、指定管理者が交代する事案があるが、なぜかについてでございますが、先ほども説明させていただきましたが、市では公の施設の管理運営に求める仕様や選定基準を設定をいたしまして、書面による1次審査、プレゼンテーションによる第2次審査を実施しております。その結果、現事業者の提案を上回る提案があり、審査におきまして市民サービスの向上、施設の管理運営を安定して行う能力を有するなど総合的に判断した結果、指定

管理者の交代が起こったものと考えております。

○議長（山内 寛） 櫻井議員。

○16番（櫻井 周）（登壇） それでは、2問目以降は一問一答方式で質疑をさせていただきます。

先ほどの答弁の中にもありましたとおり、応募する団体の中には法人格を有していない団体も応募できるということで、広げて募集をしているということですが、指定管理というのは5年間にわたるわけですので、しっかりと永続的に管理をしてもらわなきゃいけないという中において、法人格を有していない団体が本当にその能力があるのかどうか。法人格があるからといって大丈夫だというわけでは決してないんですが、しかし、その点、法人格がないほうがより厳しくチェックをしなければいけないのではないかというふうにも考えるんですが、そうしたチェック、団体の信頼性に関するチェックはどのように行っているのでしょうか。

○議長（山内 寛） 梶村総合政策部長。

○番外（総合政策部長梶村一弘）（登壇） 指定管理の応募申請のための書類審査といたしまして、指定管理者の指定の手續等に関する条例及び同施行規則に基づき、定款または寄附行為及び登記事項証明書、申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録、収支計算書または損益計算書及び貸借対照表を資料として求めておりまして、法人格を有しない団体につきましては、これらに相当する書類を資料として求めております。

さらに、申請の日の属する事業年度の団体の事業計画書及び収支予算書、また団体の組織及びその運営に関する事項を記載した書類、現に行っている事業の概要を記載した書類、また国税等の滞納がない旨の証明書等、そして伊丹市契約等からの暴力団排除に関する要綱に基づく誓約書などにつきましても提出書類として求めておりまして、これらの提出書類をもとに、選定委員会におきまして内容を審査させていただきましたことから、団体の信頼性は確保されているものというふうに考えてございます。

○議長（山内 寛） 櫻井議員。

○16番（櫻井 周）（登壇） 次に、公募にもかかわらず、1社しか応募がなかったケースについてもお伺いをいたします。

募集の広報はホームページと、それから市の広報、これは多分広報伊丹のことだと思うんですが、行ったというふうにも御答弁いただきました。ただ、これで本当に十分なのかどうかというのは非常に疑問を持つところでございます。普通の工事の契約等でございますと、工事の業者の方はほぼ毎日市のホームページを見て、どんな工事の応募があるのかなというのをチェックをするというのは日課になっておるかと思いますが、しかし、この指定管理につい

では、これほぼ5年に一遍ぐらいしかなくて、余りそういうふうにもめにチェックするようなものでもないと思いますし、そもそもこういうのが募集がかかっているというの、なかなか気づきにくいもんだと思います。さらに、広報伊丹でお知らせをしているというふうにいっても、広報伊丹というのは、どちらかというと市民向けに市はこんな活動をしていますというようなことを案内するのが中心でございますから、業者の募集をここで探せというの、なかなか難しいのかなというふうにも思うところでございます。

もう少しいろいろな形で応募が集まるように努力をするべきだと思うんですけども、例えばこれ指名競争入札の場合には、業者に対して案内状といいますか、こういう事業があるから来てくださいという案内状を送りますけれども、それを公募の場合にやることについて公平性を保てるのかどうかという議論はございますが、一方で、市民サービスを向上させるということから考えますと、ある程度例えば阪神間で指定管理の類似の施設でやっている業者に対して声をかけてみるとかいうことで、競争性を高めるということでもって市民サービスを向上させるというような方策、いろいろな方策が考えられると思うんですね。別に声をかけた業者を採点のときに特別優遇するというわけではなければ、公平性というのは保てると思いますし、また、市民サービス向上の機会を増大させるという観点からすると、むしろ利益のほうが大きいんじゃないかというふうにも思うんですが、今回の件につきまして、応募者が多く集まるような努力はホームページ、市の広報以外にどのような努力をされましたでしょうか。

○議長（山内 寛） 梶村総合政策部長。

○番外（総合政策部長梶村一弘）（登壇） 指定管理者の募集の周知につきましては、市ホームページのトップページに1カ月間募集の記事を記載するほか、市広報においても記事を掲載するとともに、担当窓口におきましても資料配布等をさせていただいているところでございます。また、管理いただく施設をより理解をしていただくために現地説明会を開催するなど、その周知に努めてきたところでございますけれども、引き続き他市の取り組み、どんな広報の仕方をしてるのかというような事例も研究、参考にさせていただきながら、さらに有効な手段がないかというふうな形で検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（山内 寛） 櫻井議員。

○16番（櫻井 周）（登壇） 次に、プロポーザルを書く側に立って、ちょっと考えてみたいと思います。業者が応募を出すに当たって、どういう提案をしようかと考えたときに、価格重視で、サービスは多少抑え目で応募を出したほうがいいのか、それともサービス重視で、多少価格は上がっても、いい内容ですということで、いいサービスということで提案を出したほうがいいのか、市

がどっちを求めているのかというのは、これは非常に悩ましいところといえますが、市がどういうふうを考えているのかということ募集要項で一生懸命見ながら考えなきゃいけないということだと思います。

まさに今回の事案でも、そもそも実施能力が低くて、ちょっと選定の対象外になったという業者もあるかもしれませんが、ただ、価格競争なのか、価格を重視したのか、質を重視したのかのそのさじかげんによって、競争で勝ったり負けたりということであると、応募した業者にしてみれば、なかなか本意ではなかったと、実力を全部出し切ったわけではないというような不満も残るかもしれません。そうした観点から、応募する業者が持てる力を全部発揮したようなプロポーザルということ、業者の持てる力を全部提案にぶつけてもらえるような仕組みというのもやっぱり重要だというふうに思うわけでございます。

そうした観点からしますと、一方で、この指定管理の選定に当たっては、最後は総合的に判断というふうな言葉でまとめられておりましたけれども、総合的に判断と言われると、結局何がどうなっているのかよくわからないなど。価格も一つのポイントだけでも、価格以外にもいろいろあるということはわかる。4つポイントを挙げていただきましたけれども、それぞれの項目について配点がどうなっているのかということ、これはもちろん事前に決めてることだと思いますけれども、配点表は事前に公表しているのかどうか。そういうことによって市のどこに重点を置いているのかという姿勢、例えばもしかしたら駐車場の事業なんかですと、これは宮ノ前地下駐車場ですと累積の赤字が非常にたまってますから、やはりお金の回収というのは非常に重要な点だと思いますし、そういう点がもしかしたら配点として高くなるのかもしれませんが、それ以外の施設ですと、そうでない部分が重点に置かれるのかもしれませんが、事案によって違うと思いますけれども、そうした点、応募業者にどういうふうにお伝えしているのか、配点表は事前に公表しているのかについてお伺いをいたします。

○議長（山内 寛） 梶村総合政策部長。

○番外（総合政策部長梶村一弘）（登壇） 選定におけます評価項目につきましては、事業計画の内容が施設の目的を効果的に達成できているか、施設の管理費用の縮減が図られているのか、市民の平等な利用を確保できているのか、施設の管理運営を安定して行う能力を有しているのかなどでございまして、これらの項目ごとに配点をお示ししているものでございます。

具体的な施設ごとの配点につきましては、施設の目的ごとに異なることから、一様ではございませんが、例えば緑ヶ丘体育館等やローラースケート場でございますれば、施設の目的を効果的に達成できているかというところが40%、施設の管理経費の縮減が図られているかが10%、市民の平等な利用を確保で



きているかが15%、施設の管理運営を安定して行う能力を有しているかが35%という配点割合でございまして、事業計画の内容が施設の目的を効果的に達成できることということと、施設の管理運営を安定して行う能力を有していること、この2点につきまして重点評価をしているものでございます。

また、中心市街地の駐車場におきましては、経営の観点を重視するということから、施設の管理費用の縮減が図られているかという観点と、施設の管理運営を安定して行う能力を有しているかという2点を重点評価といたしております。

次に、配点の事前公表につきましては、現状といたしまして事前公表ができていないものがございます。今後は、全施設において事前に見られるよう対応をしてみたいと考えております。

○議長（山内 寛） 櫻井議員。

○16番（櫻井 周）（登壇） 今回の定例会におきましては、指定管理者の指定について16議案上がってきております。したがって、この本会議での質疑で1件1件について詳しくお尋ねをするということではできませんので、文教福祉常任委員会、それから都市企業常任委員会の中において1件1件について詳細な審議が行われるということを期待いたしまして、私の発言を終了いたします。